

June 11, 2009  
Volume 5

文責：

弁護士 関口 智弘  
パートナー  
norihiko.sekiguchi@bakernet.com



弁護士 井田 美穂子  
アソシエイト  
mihoko.ida@bakernet.com



### 最高裁、株主代表訴訟の対象となる旧商法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任」には、同法が取締役の地位に基づいて取締役に負わせている厳格な責任のほか、取締役が会社との取引により負担した債務についての責任も含まれると判断（平成 21 年 3 月 10 日判決）

本訴訟は、株主が、会社の買い受けた土地について、同社の取締役に所有権移転登記がされているなどと主張して、当該取締役に対し、平成 17 年法律第 87 号による改正前の商法（以下、「旧商法」）267 条 1 項の規定に基づき、会社への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をすることを求めた株主代表訴訟である。

旧商法 267 条 1 項の株主代表訴訟によって株主が追及し得る取締役の責任の範囲については、従来、①違法配当や株主への利益供与、その他の法令・定款違反の場合など、同法 266 条及び同法 280 条ノ 13 において定められている取締役の地位に基づく厳格な責任に限られるという説（限定説）と、②取締役の地位に基づく責任に限られず、取締役が会社に対して負担するその他の債務も含まれるという説（非限定説）が存在していた。

最高裁判所（以下、「最高裁」）は、株主代表訴訟によって株主が追及し得る取締役の責任の範囲について、平成 21 年 3 月 10 日、旧商「法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当」と判示した。これは、第一審である大阪地方裁判所が②の非限定説、原審である大阪高等裁判所が①の限定説を採用したのに対し、最高裁が②の非限定説に立つことを明らかにしたとも言える。

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー・&・マッケンジー・外国法事務弁護士事務所  
（外国法共同事業）

東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号  
ブルデンシャルタワー  
Tel + 81 3 5157 2700  
Fax + 81 3 5157 2900  
www.taalo-bakernet.com  
www.bakernet.com

©2009 Baker & McKenzie  
All right reserved.

現行会社法においても、株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲については、「役員等…の責任」とのみ規定されており（同法 847 条 1 項）、本判決は会社法の下での株主代表訴訟においても妥当するものと考えられる。今後、取締役は、取締役の地位に基づく責任のみならず会社に対する取引債務の一切について株主代表訴訟を提起されるリスクを考慮する必要があるだろう。

## 事案の概要

第一審の原告である大阪観光株式会社（以下、「大阪観光」）の株主の主張によれば、本件各土地は、いずれも大阪観光が第三者から買い受けてその所有権を取得した。しかしながら、登記については、大阪観光ではなく、大阪観光の当時の取締役への所有権移転登記がされている。

そこで、当該株主は、当該取締役に対し、主位的請求として、大阪観光の取得した本件各土地の所有権に基づき、大阪観光への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた。

また、同時に、予備的請求として、大阪観光が本件各土地の買受けに当たり、当該取締役に対し、本件各土地の所有名義を当該取締役とする所有権移転登記手続を委託し、大阪観光と当該取締役との間で期限の定めのない当該取締役所有名義の借用契約を締結していたが、遅くとも本件訴状が当該取締役に送達された時までには借用契約は終了したとして、契約の終了に基づき、大阪観光への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた。

本判決のポイントとなった株主代表訴訟によって株主が追及し得る取締役の責任の範囲は、かかる請求の当否を判断する前提として、そもそも会社が本来請求すべき取締役に対する所有権移転登記手続につき、株主が株主代表訴訟として訴訟を提起することができるのかという、訴えの適否の問題である。

これにつき、第一審は、当該株主の主張によれば、当該取締役は取締役任用契約に基づき大阪観光に対して所有権移転登記手続をすべき義務を負う関係にあることから考えて、本件請求は旧商法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任ヲ追及スル訴」に当たり、株主代表訴訟の対象となると判示した。すなわち、第一審は、株主代表訴訟によって株主が追及し得る取締役の責任の範囲について、②の非限定説を採用したと解される。そして、本件各土地の所有権の帰属について判断している。

これに対し、原審は、本件訴えの適否として、「株主代表訴訟は、商法が、株主総会の権限を限定し、取締役の権限を広範なものとするとともに、取締役の特定の行為について、取締役に、会社と取締役との間の委任契約に基づく善管注意義務による責任を超えて厳格化・定型化された特別の責任を負わせていることを受けて、その責任の履行を確実なものとして、株主の地位を保護するために設けられたものと理解される制度である」から、「株主代表訴訟によって追及することのできる取締役の責任は、商法が取締役の地位に基づ

いて取締役を負わせている厳格な責任を指すものと理解すべきであり、取締役が、取締役の地位に基づかないで会社に負っている責任を含まないと解することが相当である」と判示し、①の限定説を採用した。その上で、本件訴訟において、当該取締役が大阪観光に対して本件各土地についての所有権移転登記義務を負っているとしても、「当該義務の履行そのものは、取締役としての職責に含まれるということができないから、株主代表訴訟で追及することのできる「取締役の責任」にはあたらない」ので、本件訴えは不適法として却下した。

最高裁は、前記のとおり、株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲は、取締役の地位に基づく責任に限られないとして、②の非限定説に立ち、予備的請求に係る訴えは株主代表訴訟として適法として、予備的請求に係る部分の原判決を破棄し、これを原審に差し戻した。

## 本判決のポイント

本判決は、株主代表訴訟の制度的意義に遡り、株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲について論じている。

まず、株主代表訴訟の制度的意義については、旧「商法 267 条所定の株主代表訴訟の制度は、取締役が会社に対して責任を負う場合、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われないおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができることとしたもの」とした。

その上で、かかる株主代表訴訟の制度的意義に鑑み、①「会社が取締役の責任追及を懈怠するおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及される場合に限られないこと」、②旧商「法 266 条 1 項 3 号は、取締役が会社を代表して他の取締役に金銭を貸し付け、その弁済がされないときは、会社を代表した取締役が会社に対し連帯して責任を負う旨定めているところ、株主代表訴訟の対象が取締役の地位に基づく責任に限られるとすると、会社を代表した取締役の責任は株主代表訴訟の対象となるが、同取締役の責任より重いというべき貸付けを受けた取締役の取引上の債務についての責任は株主代表訴訟の対象とならないことになり、均衡を欠くこと」、③「取締役は、このような会社との取引によって負担することになった債務（以下、「取締役の会社に対する取引債務」）についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うと解されること」を理由として、同法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当とした。

本判決は、株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲につき上記のように捉え、大阪観光の取得した本件各土地の所有権に基づき、大阪観光への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた主位的請求は、取締役の地位に基づく責任を追及するものでも、取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものでもないから、主位的請求に係る訴えを却下した原審の判断は、結論において是認することができるとした。

これに対し、本件各土地につき、大阪観光とその取締役との間で締結された当該取締役所有名義の借用契約の終了に基づき、大阪観光への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた予備的請求については、取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものといえることができるから、予備的請求に係る訴えは、株主代表訴訟として適法なものというべきで、これと異なる原審の判断には法令の解釈を誤った違法があるとして、最高裁は、この部分を原審に差し戻したのである。

## 結語

本訴訟の結末自体は原審の再度の判断を待たなければならないが、株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲についての最高裁の判断は、今後も先例として価値を有することになるだろう。このように株主代表訴訟において追及し得る取締役の責任の範囲が広く捉えられたことにより、取締役が株主代表訴訟により訴えられるリスクが高まる可能性がある。

以上

本ニュースレターは、一般的な情報をご紹介する目的で作成しており、個別の案件についての法的助言を提供するものではありません。また、本ニュースレターは執筆担当者の個人的見解であり、当事務所（東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業））の意見を代表するものではありません。個別の案件につきましてご質問がございましたら、当事務所の担当者にお問い合わせください。なお、本ニュースレターの内容の正確性については万全を尽くしておりますが、万が一誤りがあった場合であっても、本ニュースレターに依拠したことにより発生した結果について、当事務所は一切責任を負うものではありません。

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。